

別表 1

(経過年数が10年以上の施設等に係る事業者につき、国庫納付に関する条件を付加しない財産処分後の事業)

- ・児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する事業（児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業、児童福祉施設等）
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する事業（母子家庭日常生活支援事業、父子家庭日常生活支援事業、寡婦日常生活支援事業及び母子・父子福祉施設）
- ・身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する事業（身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業、介助犬訓練事業、聴導犬訓練事業及び身体障害者社会参加支援施設）
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する事業（障害福祉サービス事業を行う事業所、障害者支援施設、相談支援を行う事業所、移動支援を行う事業所、地域活動支援センター、福祉ホーム等）
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する事業（精神科病院、精神保健福祉センター等）
- ・学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する幼稚園
- ・その他こども家庭庁所管の補助金等（運営費補助金等を含む。）の対象となる事業など上記に準じるものとして、こども家庭庁長官等が個別に認めるもの
- ・社会福祉法（昭和26年法律第45号）第106条の4に規定する重層的支援体制整備事業に掲げる事業

※ 本紙については事務連絡発出日時点での想定であり、今後の基準改正等に伴い変更となる場合があります。